

[大阪府の支援]大阪公立大学等授業料等支援制度 よくある質問

2023 年 8 月

(用語の解説)

- ・[大阪府の支援]とは、[大阪府の支援]大阪公立大学等授業料等支援制度を指す。
- ・[国の支援]とは、[国の支援]高等教育の修学支援新制度を指す。

[国の支援]高等教育の修学支援新制度との関係について

Q:【学部・学域生対象】[国の支援]には申請をせず、[大阪府の支援]だけを申請することは可能ですか。

A:はい、可能です。但し、家計の経済状況等により、[国の支援]を併せて利用することができる場合もありますので、両制度申請されることをお勧めします。申請をされない場合は、十分な支援を受けることができない場合がありますので、詳しくは大阪府 Web サイトの[制度に関するQ&A\(Q5\)](#)をご覧ください。

また、支援対象となる可能性について確認できる「[申請可否判定ツール](#)」もご利用ください。

(参考)

[大阪公立大学 Web サイト \[国の支援\]高等教育の修学支援新制度](#)
[日本学生支援機構\(JASSO\)「進学資金シミュレーター」](#)

審査結果の通知について

Q:審査結果はいつごろ分かりますか。

A:審査結果は下記の通り通知しますが、状況によっては前後する場合があります。

	前期申請(春)	後期申請(秋)
結果通知時期	7 月下旬※1	11 月下旬※2

※1 新生で[国の支援]の予約採用者は7月以前に結果を交付することがあります。

※2 [国の支援]の定期採用(後期)の新規申請者は審査の状況により、結果通知が12月以降になる場合があります。

授業料・入学料について

Q:【大阪府の支援】に新規申請した場合の授業料の引落はどうなりますか。

A:新規申請者の支援区分が決定するまでの間は納付猶予扱いとします。なお、審査結果が全額免除以外の者は、審査結果に基づいた授業料を納付していただくことになり、下記のとおり指定する日に納付していただくことになります。

授業料について詳しくは本学 Web サイト「[授業料等・入学料](#)」をご覧ください。

	申請区分	前期授業料	後期授業料
授業料口座 引落日	新規申請	8 月 27 日 (通常は 5 月 27 日)	12 月 27 日 (通常は 10 月 27 日)
	継続申請	5 月 27 日	

- 振替日が金融機関の休日等にあたる場合は、その翌営業日を振替日とします。
- 審査状況が理由で授業料口座引落日が変更になる場合は、対象者あて個別にお知らせします。
- 授業料支援(減免)の対象者にならない場合もありますので、この期間に授業料納付の準備をお願いすることになります。

Q:【前期申請時(春)・新入生】【大阪府の支援】を申請した場合、入学料の還付はいつになりますか。

A:新入生で前期申請(春)をした者に対し、8 月末に授業料引落口座へ 282,000 円を上限に認定された区分に基づき還付します。なお、新入生が後期(秋)に申請した場合、遡って入学料の還付は行いません。

Q:【前期申請時(春)・大学院生】大阪府立大学・大阪市立大学の学部・学域を卒業し、引き続き大学院へ入学をするのですが、申請はできますか。

A:はい、支援対象となるための要件を満たしている場合は申請可能です。

支援要件に関して

Q:【大学院生】法曹養成専攻の特待生制度に採用された場合、【大阪府の支援】も利用することが出来ますか。

A:特待生制度に採用された期間、【大阪府の支援】は支援停止扱いになります。

申請書類に関して

Q:学修計画書(研究計画書)は手書きしたものと入力したデータを印刷したもの、両方提出しないといけませんか。

A:いずれか一方を提出してください。[様式は、学生ポータル\(UNIPA\)内・学生 Navi\(学生・教職員限定、ログインに OMUID 及びパスワードが必要\)より入手](#)してください。

Q:他大学に通う兄弟姉妹がいるのですが、在校(在学)証明書の発行が申請書類提出時に準備出来ません。

A:在校(在学)証明書が間に合わない旨、申請書提出時に担当者にお申し出ください。但し、審査に必要な書類となりますので、準備出来次第速やかに提出をしてください。

Q:高等学校を卒業し、大学入学を目指し自宅で受験勉強をしている兄弟姉妹がいるのですが、子ども1人として認定してもらえるのですか。

A:生計維持者に養育されている兄弟姉妹が高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても特例的に大学等の学生とみなすことができますが、予備校等に在籍していない場合は、当該子どもに対する教育費負担に係る申出書を提出していただくことにより認定が可能です。[様式は、学生ポータル\(UNIPA\)内・学生 Navi\(学生・教職員限定、ログインに OMUID 及びパスワードが必要\)より入手](#)してください。

Q:世帯全員の住民票は市区町村窓口で発行したものではなく、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで入手したものでも受付は可能ですか。

A:所定の様式であれば、コンビニエンスストアで発行したものでも受付可能です。ただし、以下の表記がされているもののみ受付可能です。

- ・「世帯全員の住民票」
- ・「続柄」

その他

Q:個別に質問のある場合はどうすればいいですか。

A:「[大阪公立大学・大阪公立大学高専等の授業料等支援制度について\(大阪府 Web サイト\)](#)」や「よくある質問」、大阪府 Web サイトの「[制度に関するQ&A](#)」「[生計維持者に関するQ&A](#)」等を確認、それでも解決しない場合は質問のメールを受付しますが、申請者(学生本人)からOMU メールで問い合わせをしてください。なお、質問の際は学籍番号と氏名を必ず記入するようにしてください。

問い合わせの方法:

メールで問い合わせをする場合 gr-gks-fusien@omu.ac.jp

お問い合わせフォームを利用する場合

([https://www.omu.ac.jp/contact/shogakukin form.html](https://www.omu.ac.jp/contact/shogakukin_form.html))

但し、マイナンバー(個人番号カード)の発行手続き等に関することは、大阪府へお問い合わせください。

大阪府府民文化部 府民文化総務課 大学グループ(授業料等無償化担当)

電話:06-6210-9257